

事務事業	78	地域別市街地整備の推進					
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち					
大項目	01	計画的なまちづくりの展開					
施策	02	地域の特性をいかした参加のまちづくり					
事業内容							
目的	住民や地元関係者との協働により、地区の特性に合ったまちづくりの手法を検討、選択することで、地区の個性と雰囲気を生かしたまちづくりを行います。						
対象・手段	対象： 神楽坂地区 約14.6ha 若松町・河田町地区 約27.5ha 手段： 神楽坂地区 街なみ環境整備事業による協定締結地区内の整備、地元まちづくり会・NPOとの協働による地区別課題の整理とその課題に対応するための地区計画の検討 若松町・河田町地区 住宅市街地総合整備事業の整備計画及びまちづくりの提言書の実現のため、地域住民の取り組みへの支援						
成果(事業が意図する成果)							
神楽坂地区：街なみ環境整備事業による協定締結地区の沿道整備を行うとともに、区域内の多様なまちづくりの課題に対応する地区計画を策定するため、まちづくりに関する地域の住民団体、NPO等との協働体制を構築します。 若松町・河田町地区：大規模施設の移転跡地の土地利用転換及び建替えにより、歩行者ネットワークやオープンスペースを確保し、防災性の向上を図ることで、良好な住環境を整備します。							
事業成果指標							
指標名	定義	目標水準					
まちづくり協定の締結率 (神楽坂地区)	街づくり機運が高まっている地区の協定締結率。神楽坂1丁目から5丁目地区で締結されれば25%、本多横丁地区で締結されれば50%、神楽坂六丁目地区で締結されれば75%、その他地区で締結されれば100%とし	(平成18)年度に (75%)の水準達成					
住宅着工戸数 (若松町・河田町地区)	整備計画区域内における着工戸数	(平成19)年度に (1400戸)の水準達成					
道路拡幅整備延長 (若松町・河田町地区)	整備計画区域内における道路拡幅整備延長	( )年度に (1490m)の水準達成					
成果の達成状況							
	単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考	
事業 成果 指標	目標値1	%	25.00	50.00	75.00	75.00	
	実績1	%	25.00	50.00	50.00	50.00	
	= /	%	100.00	100.00	66.67	66.67	
	目標値2	戸	1,400.00	1,400.00	1,400.00	1,400.00	
	実績2	戸	816.00	816.00	1,400.00	1,587.00	
	= /	%	58.29	58.29	100.00	113.36	
	目標値3	m	1,490.00	1,490.00	1,490.00	1,490.00	
	実績3	m	230.00	230.00	356.00	375.49	
	= /	%	15.44	15.44	23.89	25.20	
事業の実施内容							
平成18年度	神楽坂地区：神楽坂本多横丁沿道の整備計画に基づき、景観整備として道路の美装化工事を行いました。 若松町・河田町：まちづくり整備計画及び協議会からの提言に基づき、まちづくりの誘導を行うと共に事業進捗に伴う整備計画変更(20年度整備終了)に関する関係機関との協議を終了しました。						
平成19年度	若松町・河田町：事業実施期間の最終年度であり、整備計画に位置づけている住宅目標戸数、道路整備状況の実態調査を行いました。調査した整備状況をもとに完了実績報告書の作成を行い、国土交通大臣あて提出し、事業完了となりました。						

部名称		都市計画部			課名称		地域整備課	
		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考	
トータルコスト	事業費	千円	2,006	2,047	17,268	0		
	人件費	千円	13,341	11,673	11,592	6,608		
	事務費	千円	160	77	129	51		
	減価償却費等	千円	0	0	0	0		
	総計 = + + +	千円	15,507	13,797	28,989	6,659		
	受益者負担	千円	0	0	0	0		
	純計 = -	千円	15,507	13,797	28,989	6,659		
	受益者負担率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00		
財源内訳	一般財源 = -	千円	14,007	12,297	27,489	6,659		
	特定財源		1,500	1,500	1,500	0		
	一般財源投入率 /	%	90.33	89.13	94.83	100.00		
職員	常勤職員	人	1.60	1.40	1.40	0.80		
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00		
<b>事業に関する検討課題</b>								
<p>神楽坂地区：当地区は、平成9年以降2つの区域でまちづくり協定が締結され、街なみ環境整備事業による景観整備を実施しました。当事業は、平成18年度をもって完了しましたが、路地の保全や地域危険度の解消、大規模開発への対応等の課題が残っています。今後は都市計画法に基づく地区計画の手法を使ったまちづくりを推進していく必要があります。</p> <p>若松町・河田町地区：住宅市街地総合整備事業の整備計画に位置づけた住宅等の整備に関する事項は、目標に達したものの、区画街路整備のための道路拡幅について、引き続き誘導していく必要があります。</p>								
評価基準に基づく評価と理由	達成度	2	事業計画上の住宅建設目標戸数は、達成しています。道路拡幅は約375mの整備が完了しました。大規模開発に伴う整備誘導を実施しており、区の実施計画は、ほぼ計画どおりです。完了実績報告書を提出し、事業完了となりました。					
	実施の成果	2	移転跡地の土地利用転換を適切に誘導し、良好な住宅整備、公共施設の整備を行いました。					
	効率性	2	住宅及び道路拡幅整備とも開発事業者の建替えにあわせ、公共施設の整備や住宅供給を図る仕組みであり、ほぼ効率的です。					
	行政の関与	3	住宅市街地総合整備事業の整備計画及び地元からのまちづくり提言に、区とまちづくり協議会を中心とした地元住民が協力して、開発事業者を誘導する必要があります。					
	妥当性	3	都や民間事業者の事業実施に併せ、住宅供給を中心に必要な公共施設の整備を行うことは、歩行者ネットワークやオープンスペースの確保につながり防災性向上と良好な住環境確保につながりますので、妥当です。					
	施策寄与度	2	民間の開発による建替更新等に併せ、都市型住宅の整備や歩行者ネットワーク等の形成を誘導する手法のため、一定の時間を要しますが、実現した際には上位計画（都市マスタープラン等）に位置づけているまちが形成され、施策に寄与されます。					
総合評価	平成19年度の評価をBとします。これは、住宅市街地総合整備事業（若松町・河田町地区）の整備計画に位置づけた住宅建設目標戸数を達成したことによります。過去3年間の事業評価もBとします。これは、若松町・河田町地区においては、良好な都市型住宅が供給されたこと、都心居住の回帰を実現したことが評価できるからです。また、神楽坂地区においては、街なみ環境整備事業が平成18年に事業完了しましたが、事業実施により地元と区による協働によるまちづくりの機運が培われ、神楽坂のまちづくりの方針が整理できたことが評価できます。なぜなら、このまちづくりの方針を実現するために、地元と区との協働による地区計画の策定が平成19年度に実現したからです。						<b>B</b>	
							過年度評価	
改革方針	神楽坂地区：事業は完了しましたが、地区の課題である路地保全、大規模開発への対応、地域危険度の解消等について、地区計画の策定を検討し、地元組織との協働を基本に、神楽坂全体のまちづくりを実現していきます。						18年度 <b>B</b>	
	若松町・河田町地区：平成19年度をもって事業完了となりますが、地元住民及び民間開発者との連携を図り、引続き道路などの公共施設整備と地元のまちづくり提言を実現します。						17年度 <b>B</b>	
なお、実施計画事業としての「地域別市街地整備の推進」は、平成19年度をもって完了し、整備計画に基づく両地区のまちづくりは、第四次実施計画で事業終了とします。今後は、整備事業によらない、規制・誘導手法によるまちづくりを推進していきます。						16年度 <b>B</b>		
						15年度		
						方向性		
						6		
						休廃止		